

第39回奈良市景観審議会 会議録について

開催日時	平成27年1月16日10:00～	
開催場所	奈良市役所 北棟6階 第22会議室	
諮問案件	1. 奈良市風致地区保全方針、審査指針の策定について 2. 奈良市景観計画の改正（案）について	
出席者	委員	平尾会長、東委員、井原委員、倉橋委員、清水委員、田村委員、七尾委員、室崎委員、山口委員、山本委員
	事務局	仲谷まちづくり指導室長、立石奈良町にぎわい課長 徳岡総合政策課長補佐 景観課（松村、荻田、佐々木、山下） 文化財課（中井、山口）
開催形態	公開（傍聴人 0人）	
担当課	都市整備部 まちづくり指導室 景観課 教育委員会 教育総務部 文化財課	
議事の内容（要旨）		
荻田	<p>●奈良市風致地区条例保全方針審査指針の策定</p> <p>○奈良市風致地区条例「保全方針」・「審査指針」の変更点</p> <p>「地区・ゾーンの指針」の変更点については3点あります。まず、色彩基準を色表示からマンセル値で規制し、基準を明確にし、景観計画との整合性をとれるよう検討しています。次に、ゾーン6の屋根形状について、「波型形状」から「和型瓦その他これに類する外観」とします。次に、春日山風致地区ゾーン11の地域について、付け庇形状の屋根を禁止し、勾配屋根限定とし、屋根形状も和型瓦その他これに類する外観とします。この地域は、特別保存地区に隣接し、景観的にも重要となっているため変更を検討しています。</p> <p>「許可の審査指針」については4点あります。まず外壁のアクセントカラー使用面積を4㎡以下とします。次に下屋等で片流れとなる部分の制限を設定します。次に、軒の出を60cm以上設けることとします。最後に、1ha以下の造成の場合、のり面は5m以下と設定し、植栽等の修景を求めるよう、検討しています。「保全方針」について変更はありません。この変更点について、本日又は後日ご意見をいただければと思います。また、平成27年4月1日をめどに、HPに掲載したいと思っております。</p> <p>○各意見</p>	

会長	のり面だけが緩和ですか。
荻田	緩和というよりも、今まで1 ha以下の造成について、明確な表記がなかったため、今回基準を設けました。この5 mという数字は、国の指針によるものです。
会長	次回3月6日には最終の判断として進めていきたいと思っておりますので、メール等でご意見をいただければと思います。
山口	今説明のあった変更点とは直接関係は無いのですが、フェンスの色彩について、「緑色」を入れた経緯は何かありますか。
荻田	緑色フェンスに関しては、今まで多く使用されているということと、自然の緑との違いはあるのかという意見がありましたので、今回入れました。
山口	「緑」という色の指定になると、鮮やかな色が使用されるケースも出てくるのでは。
荻田	本来マンセル値で規制したいのですが、緑色のフェンスは既成品が殆どで、マンセル値の中に収まらないという事になりかねません。実際には、濃い緑色での指導を行うつもりです。
山口	ここからは意見になりますが、できれば濃い緑と表記するとか、植栽の緑とフェンスの緑の違いについて、議論してもいいのではと思います。
荻田	意見がありましたように濃緑と変更することも可能です。
会長	北村委員はどうですか
北村	この時点でできるのであれば変更したほうが良いと思います。
荻田	それでは、濃緑に変更します。
七尾	植栽について気になったのですが、P 30, 31の庭木に適する樹木についての所で、ヒサカキやイヌマタ等の誤記が見られます。また、グランドカバーについて、挙げられているものは外来の園芸種ですので、あまりふさわしくないのではと思います。また、名称も、実際売られている名前とは異なる場合もあります。
荻田	ここに挙げている植栽の種類は、奈良市が中核市になってから、奈良県との協議の上で決められたものだと聞いております。
井原	このようにたくさん種類を挙げるのは、参考になる時もありますが、逆に縛ってしまう可能性もあります。人気はあるけれど、生態系に影響を及ぼすものを示すことが大切だと思います。グランドカバーについても使用する種類の例は少なくして、注意して取り扱うものを挙げていく。ナンキンハゼ等は代表的な事例です。
荻田	頂いた意見をまとめていきたいと思っております。
七尾	具体的に書くのではなく、〇〇類に留めておくとかが良いかもしれません。

●景観計画改正

○デザインガイドライン（重点地区） 屋外広告物について

会長
山口

質問、不明点について

6 ページ屋外広告物について東西方向とは、どの向きをいっているのか

萩田
仲谷

道路に対して垂直に出すことを認めないということです。
大宮通、三条通には特に力を入れております。

会長
仲谷

1 2 ページの写真について、奈良…館はだめですね。

山口
会長

春日山、生駒山を見通す眺望景観を考えていますので、、、
文言がわかりづらいです。

萩田

管理用広告物とは？

ビル名称などです。5 m²と決めています。

以下管理用広告物の定義について

会長
仲谷

注釈つけておきますか。

例としてはビル名称、矢印等です。

七尾
室長

下に東西面について記述がありますね。

この書き方に統一します。

会長

切り文字とすることというところについて、屋上広告物の場合でも切り文字はつくれるのですか。

室長
会長

屋上の切り文字は上海等でよく見られます。

面では出てこないということですか。

室長
会長

そういうイメージですね。

突き出し看板もなくなっていくということですね。

東
室長

集合化デザインとは？

ビルの各テナントが広告を出すときに大きさ等をそろえることです。

東
室長

各テナントごとの管理がしにくくなるのでは？

差し込み式になっていたり、後から変更できるようになっているものが多いです。

会長
室長

集合化デザインの例について、、、

例をあげるなどわかりやすくします。

東
北村

少しわかりにくかったので今聞いただけです。（直さなくてもよい？）

屋外広告物の建物との調和とは？

室長

広告条例の中に大きさの規制がありますのでその部分を強調しています。

会長

デザインガイドラインに書くことによって更に規制として指導しやすくなるということですかね。

北村

イメージ写真の「葉」の表示について、このようなベースの色になら

室長 会長	<p>ないということですかね。</p> <p>そうですね、実際この広告物は違法だと思います。</p> <p>違反広告物の是正はマンパワー不足で現在手がまわらない状況なのでしょうか。</p>
室長	<p>そうですね。許認可の他にも簡易除却の撤去等の活動も行っておりますので…</p>
井原	<p>6 ページについて、共通の一番下、「地域の賑わいを創出…」について今までどういったものがあつたのか、またどのようなものを想定しているのか。</p>
室長	<p>三条通では祭りが多いので、おん祭の広告物、保存会等横断幕の広告物が多いですね。</p>
会長	<p>申請は必要ですか。</p>
室長	<p>行政が出す場合は適用除外で申請不要ですが、民間の方が出す場合は申請が必要になります。</p>
北村	<p>横断幕のほかには？</p>
荻田	<p>現状では横断幕が主です。今後は商店街の方が出される場合等を想定しています。</p>
室長	<p>祭りの提灯に文字が書いてある場合にも屋外広告物に当たります。ですが適応除外ということで扱うことになると思います。</p>
○色彩基準について（市街地と歴史）	
北村	<p>市街地景観地域の外壁の色彩規制が緩和されていることについて、観光客の方にも地元の方にも、よく歩く場所ですので、若干の不安はありますが、にぎわい創出のためこの基準を奈良らしさとして進めていくということであれば仕方ない範囲かと思えます。</p>
会長	<p>再度確認したいのですが、今回市街地景観地域として外壁の色彩基準が緩和されているところを表す地図はありますか。</p>
徳岡	<p>奈良市の景観構造のところですね。（おおよそ9頁）</p>
井原	<p>56頁～の方がわかりやすいですか。</p>
会長	<p>たとえば56頁、都心などの地域は、景観形成重点地区の範囲とは別のレイヤになって いるのですか。</p>
室長	<p>そうですね。</p>
・…以下色彩基準について書かれているところの確認	
山口	<p>景観形成重点地区＝歴史景観地域ではないですよ。重点地区として厳しく規制しているのに、色彩基準では緩くなっておりバランスが取れていないということは起こりえないのでしょうか。</p>
会長	<p>地図の重なりのお話ですね。奈良町、奈良北町等歴史的景観形成重点地</p>

山口	<p>区は、歴史景観地域の色彩基準ですよね。</p> <p>違いますね。(9頁、22頁)(この日は気付かなかったが、歴史的重点地区は歴史景観地域の色彩基準という記述がある)</p>
井原	<p>我々でさえ混乱していますし、様々なレイヤが錯綜しているため、もっとわかりやすくする必要がありますと思います。景観地域だけでも、もう少し拡大した地図が必要です。また、重点地区と景観地域の重なりがわかる地図もないと思います。</p>
室長 井原 会長 山口	<p>大きな地図はあることはあります。窓口ではこの地図を使っています。その間にあるような大きさの地図が必要かなと思います。</p> <p>例えば今ある重点地区の範囲の地図に、景観地域の範囲を示すとか…それにさらに進めるとすれば、歴史的景観形成重点地区はすべて歴史景観地域の色彩基準を適用する方が、後々運用が楽なのでは…</p>
徳岡	<p>色彩基準は、重点地区ごとで一致するように変更させていただきます。ただ沿道につきましては距離が長いので一致させるのは難しいかと思います。(69ページに記述既にあり)</p>
会長 山本	<p>風土と拠点、風土の方が厳しいのでしょうか。</p> <p>奈良町は今までさまざまな活動があったので落ち着いてきていると思います。しかし北町については、かなり今まで何もなかったので大通りとの境目や、県庁付近など慎重に考えていく必要があると思います。地元では多聞城等の史跡を売り込みにかけていくような動きもありますので…</p>
室長	<p>北町については、歴まち法でも取り組んでおります。また、景観計画でも歴史景観地域の色彩基準で進めたいと思います。事業者さんとしても、規制をしっかりと明記すれば動いてくれると思います。</p>
会長 倉橋	<p>この際歴史景観地域に統一したほうがよいですかね。</p> <p>厳しくいておいた方が、将来まちづくりに積極的な方々が入ってきてくれるかもしれません…</p>
山本	<p>北町で問題なのは空き家ですね。集合住宅も多くなっています。基準がきつくても聞いてくれるのであれば…</p>
室長	<p>歴史的景観形成重点地区は歴史景観地域の色彩基準という方向でまとめさせていただきます。</p>
会長	<p>さきほど言っていた都心と市街地で基準が緩和されるということについて、どうですか。</p>
北村	<p>これで見ると現状よりも緩和されているので、悪くなっているのではないか、とってしまうのですが、改正案の範囲だけで見れば、現状の調査をして、このようになったと言われれば納得できる範囲だと思います。見せ方の問題かと…にぎわい創出と取れないこともないかと思えます。</p>

会長 山本	現状に合わせるように基準を広げたという考えですね。 ここでどうせ変えるのであれば厳しい方にしたほうが良いのではないのでしょうか。
徳岡 山口	確かに都心では緩和の差が他よりも大きいですね。 奈良市の景観としてとして明度を下げるのか、上げるのか、ということですね
山本	現状というのはわかるのですが、緩くしなければならない理由というのが皆さんピンと来ていないのではないのでしょうか。
会長 山口	せめて今のままにしておいたほうがいいのではということですかね。 ただ都心、市街地の基準も、重点地区かそうでないかによって変えるべきではあると思います。
室長	そうしましたら、都心と市街地がありますが、都心の方につきまして、現状に戻すような形で考えさせていただきます。
山本 山本	現状は現状として、計画とは別物と考えていいと思います。 景観が原因で経済活動が低下しました等何らかの理由があるのであれば話は別ですが…
室長	それでは現状に戻す形で進めたいと思います。現状調査をしてこのような結果が出ましたが、規制はこのようにしますと理論武装もできると思います。
	○屋根勾配について
山口	5ページ 勾配について奈良町の規制は3～7でやっているのか
徳岡	奈良町については4～5寸です。
山口	先ほど北町についてももう少し規制していくという意見があったように、勾配屋根も範囲を狭めた方がいいのでは。
仲谷	奈良町の規制は、補助金を受ける場合の規制ですので、奈良町においても基本の規制は3～7です。
会長	奈良町は厳しくやっているの、そのほかの地域、北町などをどうしていくのかですね。…歴史的な地域がメインになるのですが、今回特定勾配を取り入れる等京都と同じ規制をと思っており、今回デザインガイドラインで「努めること」とはなっていますが特定勾配は3～4と範囲が狭くなっています。補助金なしでということなので厳しい規制かと思いますが… 2階建て等の主屋の勾配については3～7ということです。7というのはですね…洋館みたいな感じですね。町家でいうと少し考えにくい数字ですね。特定勾配の4～5に対して3～7の勾配をどうするか。規制するのであれば7を6とか、…
荻田	風致地区の規制が3～7ですので、それをそのまま適用しています。

会長	<p>おそらく茅葺や、大和棟への配慮がされているのでしょうか。京都にはないですね。</p> <p>柳生の里も入っているので町家のみというわけではないのですね。和棟の建物はのこっていますか。</p>
仲谷 山口	<p>ほとんどありませんが、百毫寺のあたりにあります。</p> <p>大和棟は例外として認めて、通常はもう少し規制したらどうでしょうか。</p>
会長	<p>難しいところですね。またご提案があれば次までにということで。</p>
	<p>○広告、ガードレール等の色彩について</p>
会長	<p>広告物について、4ページ、広告の柱や枠等を建物と同系色とするところについて、以前は濃茶や黒等となっていましたが…このことについては確かに濃茶等がすべてよいとは限りません。</p>
東 仲谷	<p>ガードレールについて、色の基準はありますか。</p> <p>基本はベージュ、奈良県では重要な地域では茶色、奈良市でも風致地区は濃茶としています。</p>
東	<p>濃茶は昼間は調和するかもしれませんが、夜などの視認性が問題になると思います。アクセントカラーを効果的に使って景観だけでなく安全面も考慮していただきたい。</p>
徳岡	<p>景観重要公共施設として大宮通と三条通を定めています。その際に、安全性のために反射板を張っています。</p>
北村	<p>地域ごとのパターンを作って景観と視認性を考えたコーディネートを取り入れる例はあります。</p>
室崎	<p>路面の色がすべて同じだと、障害のある方にとっては歩きにくい。色のコントラストをうまく取り入れながら誘導してほしい。</p>
会長	<p>ちょっとずつ事例をためていくのもいいかもしれません。</p>
会長	<p>以上で閉会致します。</p>